

以下の内容は、状況により変更する場合があります。

「静岡市要介護度改善評価事業」(介護人材確保事業)募集要項

1. 事業概要

市内介護事業所から、要介護度の改善につながる創意工夫のある効果的な取組を募集し、優秀な事例について表彰し、要介護状態の軽減・重度化防止に係る好事例をホームページ等で広く公表することで、介護保険サービスの質の向上や介護職員の意欲向上を図る。

2. 対象事業所

下記(1)～(5)を全て満たす事業所

- (1) 裏面(※1)に記載されているサービスを提供している事業所であること
- (2) 2021.4.1を基準として、事業所指定から3年が経過していること。
- (3) 2019.4.1以降に、指導・監査で勧告以上の行政指導または行政処分を受けていないこと。
- (4) 市内に所在地を有すること。
- (5) 表彰を受けた場合、事業所名や取組み内容等の公表が可能であること。

3. 応募方法

- (1) 応募条件 要介護度の維持・改善率が0.7以上(具体例は裏面※2参照)

【維持・改善率の算出方法】 $(B+C \times 2) \div A$

維持者数(B) + 改善者数(C) × 2

2021.4.1～9.30の間に、当該事業所のサービスを3ヶ月以上利用し、その後
2021.9.30までに更新・変更認定を受けた者の数 (A)

- (2) 提出書類 別紙の様式1、2

提出期間：2021年10月1日(金)～11月30日(火)

4. 書類提出後から表彰までの流れ

- (1) 1次審査：維持・改善率上位5事業所のみ1次審査通過。12月中旬頃に結果通知。
→1次審査通過事業所のみ、1月中旬頃までに2次審査用資料(※)作成依頼。
※様式自由・A4で10ページ以内・写真やイラストを使用すること。
別添「2次審査評価指標」参照
- (2) 2次審査：2月中旬に介護保険課の指定する審査員(※)による書類審査、調整会議。
→最終順位決定、通知。
※行政職員3名、有識者等2名
- (3) 表彰：令和4年3月に実施予定。

5. 賞金 最優秀賞10万円、優秀賞5万円、優良賞3万円、各1事業所
ほか奨励賞2事業所(賞金なし・賞状及び副賞のみ)

以下の内容は、状況により変更する場合があります。

6. 問い合わせ及び書類提出先

静岡市役所 静岡庁舎 新館 14 階 介護保険課 総務係

住所：〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号

メールアドレス：kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp TEL：054-221-1202 FAX：054-221-1298

※1 対象事業所

介護サービスの種類
訪問介護
訪問入浴介護
訪問看護
訪問リハビリテーション
通所介護
通所リハビリテーション
特定施設入居者生活介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護
認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
地域密着型通所介護
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護医療院
介護療養型医療施設

※2 維持・改善率の算出方法

①2021.4.1～9.30 の間に、3 か月以上サービスを利用し、その後、2021.9.30 までに更新・変更認定を受けた利用者数を抽出。(A)

注1：更新・変更認定を受けた後、死亡、解約した方も含む。

②(A)のうち、更新・変更後の要介護度が、前要介護度を維持している者(B)及び前要介護度より改善している者(C)を抽出。

③ $(B+C \times 2) \div A$ で維持・改善率を算出。

【例】2021.4.1～9.30 の間で、3 ヶ月以上当該事業所のサービスを利用し、その後、2021.9.30 までに更新・変更認定を受けた者は10人。うち維持者は4人、改善者が2人の場合。

$$(4 + 2 \times 2) \div 10 = \underline{0.8}$$